

8月30日は美濃加茂市長選挙です

市長選挙の立候補予定者の説明会を開催します。関係者は説明会に出席してください。

◇告示の日 8月23日(日)

◇選挙の日 8月30日(日)

立候補予定者の説明会

◇とき 7月29日(水) 午後1時30分～

◇ところ 中央公民館

問 選挙管理委員会 内線 274

図書館の時間延長

のお知らせ

7月1日(水)～9月29日(火)の間、平日の開館時間を午前10時～午後7時までに延長します。この機会に、ぜひご利用ください。

問 中央図書館 25・7316

問 東図書館 26・3001

ご存じですか

国民年金保険料の全額免除・一部納付(免除)および納付猶予制度

国民年金は、日本国内にお住まいのサラリーマン、自営業者などが、20歳から60歳までの40年間加入して、国民年金保険料を納付しなければなりません。

しかし、所得の減少や失業などにより、経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料の全額免除・一部納付(免除)および納付猶予の制度があります。

申請には、所得状況が必要なため、確定申告または年末調整をしてください。

全額免除または一部納付は、国民年金に加入している人の世帯の所得状況により、月額保険料14,660円が次の表の区分のとおりに軽減されます。

また、納付猶予とは「若年者納付猶予制度」をいい、30歳未満の人が対象です。本人と配偶者の所得が一定以下の場合納付が猶予されますが、老齢基礎年金を受けるときの年金額には反映されません。毎年申請が必要です。

なお、前年の申請により、継続審査を希望されて全額免除と納付猶予が承認された人で、本年も引き続き所得の少ない人は申請をしなくてもいい制度もあります。申請の手続きが遅れると、免除が認められなくなり年金を請求する際など、不利になる場合がありますので、申請期間内に早目に手続きをしてください。

	納付すべき保険料(円)	老齢基礎年金を受けるとき
全額免除	0	年金額に1/3が反映
1/4納付	3,670	年金額に1/2が反映
半額納付	7,330	年金額に2/3が反映
3/4納付	11,000	年金額に5/6が反映

◇免除期間 平成21年7月1日～平成22年6月30日

◇申請期間 平成21年7月1日～平成22年7月31日

一部納付制度は、納付すべき保険料が未納になった場合は、一部免除が無効になります。なお、免除・納付猶予を受けた場合、本人の申し出により、10年以内に追納することができます。ただし、3年度目以降に追納する場合は、経過した期間に応じて当時の保険料に一定の金額が加算されます。

◇必要書類

①年金手帳

②印鑑

③失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど

※詳細については、美濃加茂社会保険事務所(電話 25・8181)または市民課へ

問 市民課 内線 223

「あじさいカレッジ」廃止のお知らせ

市では、多くの市民の皆さまにさまざまなジャンルを学んでもらおうと、平成15年度から「あじさいカレッジ」をスタートしました。

しかし、年々入学生は減少し、今年度は入学生がいない状況となっています。また、あじさいカレッジの特典である、市民大学講座受講料の割引についても、今年度、市民大学講座のあり方を見直したことにより、その特典が受けられなくなりました。「あじさいカレッジ」についてはこのような事情を考慮した上で廃止することにしました。

今後は、市民協働によるまちづくり型生涯学習を推進するため、新たな手法で学習機会の提供を行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

問 生涯学習課 25・4141